

国 都 計 第 41 号  
平成 22 年 9 月 15 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省都市・地域整備局長

### 都市計画運用指針の改正について

今般、本年 5 月 17 日付けで国土交通省成長戦略会議（座長：長谷川閑史武田薬品工業株式会社代表取締役社長）において、「国土交通省成長戦略」がとりまとめられ、住宅・都市分野における大都市イノベーション創出戦略（世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化）として、「大都市の枢要地区で、従来の容積率規制に拘らず、民間事業者の都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組を評価して容積率を大幅に緩和する」ことが盛り込まれたことを踏まえ、「都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本指針を周知いただくようお願いする。

なお、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

### 記

「IV. 都市計画制度の運用のあり方」を別添の通り改正する。

以上